

狛江市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成 25 年3月

狛江市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付けと性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画期間及び目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 対象となる温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計

- 1 推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 温室効果ガス排出量の現況推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 削減目標

- 1 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 事務事業全体の温室効果ガス排出量の将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 施設別の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 公共施設のための環境配慮指針

- 1 環境に配慮した施設づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 環境に配慮した緑環境づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第5章 市職員による環境負荷低減のための行動指針

- 1 環境負荷低減のための配慮項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 行動指針の運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第6章 計画の推進

- 1 推進・運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

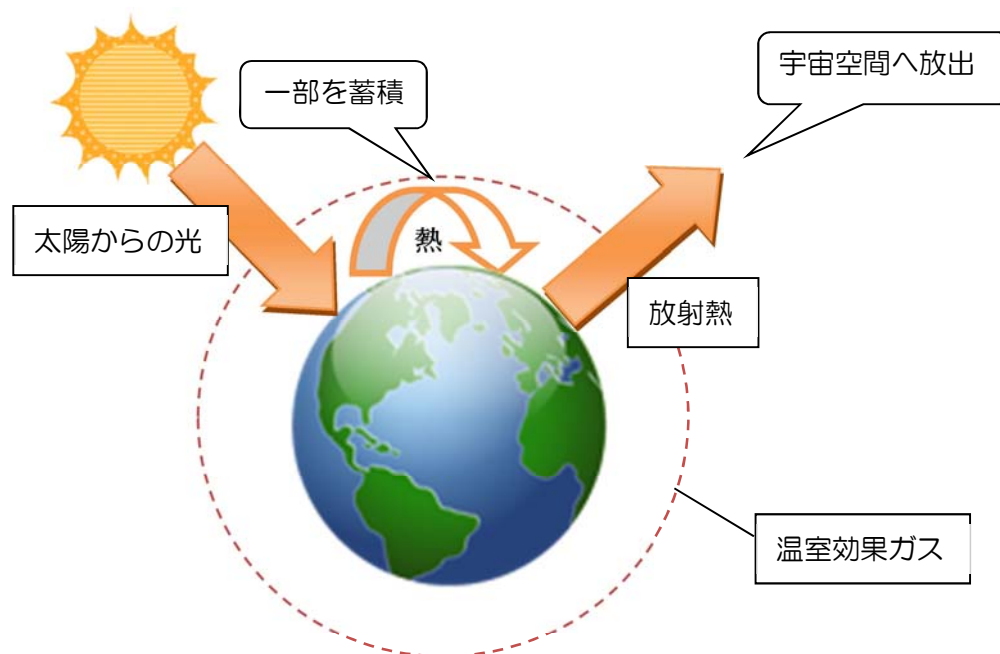
第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化現象は、化石燃料（石炭・石油など）の大量消費による二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の増加や、森林伐採による森林など CO₂ 吸収源の減少により増加した**温室効果ガス**¹が地球全体を覆ってしまい、地球から出る赤外線を吸収するために、地球の表面の気温が上昇している現象です。

地球温暖化の進行により地表付近の気温が上昇すると、海水の膨張及び氷河の融解による海面上昇も引き起こします。こうした気温上昇、海面上昇などがさまざまな異常気象や海流の変化、健康への影響を引き起こすと予測されています。



(2) 地球温暖化の現状、対策の必要性

地球温暖化の影響によって明治 39 (1906) 年から平成 17 (2005) 年までの 100 年間で世界平均気温は 0.74℃上昇しており、近年ますます温暖化が加速しています。

世界の平均気温の将来予測は、環境保全と経済発展が両立した社会でも 21 世紀末までに 1.8℃上昇すると予測されており、経済発展を重視し、化石燃料を消費する社会では 4.0℃も上昇すると予測されています。

これらの状況を踏まえ、今後、地球温暖化の影響を最小限に抑えるために、より早期の地球温暖化対策の実施が求められています。

¹ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど、地球温暖化の原因となるガスのこと。

(3) 地球温暖化対策に関する国際動向と国内動向

①国際動向

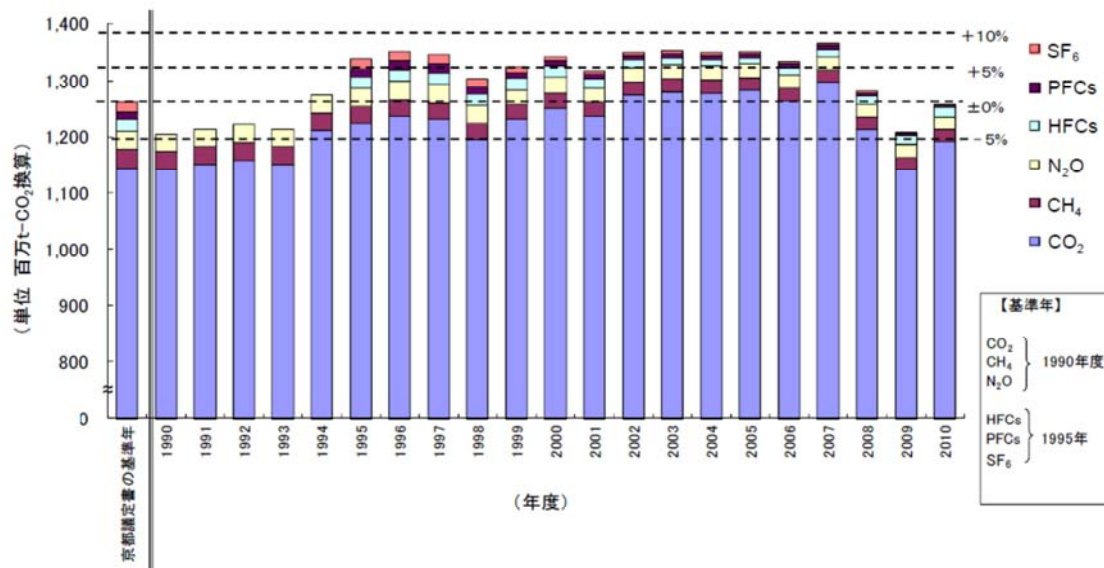
地球温暖化対策に関する近年の国際動向として、平成 24 (2012) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP18 ドーハ会議) では、温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書の第二約束期間を平成 25 (2013) ~平成 32 (2020) 年の 8 年間とし、平成 26 (2014) 年までに各国の削減目標の引き上げについて検討を続けることなどが決定されました。

②国内動向

日本の温室効果ガス排出量の削減目標として、京都議定書では平成 20 (2008) 年度から平成 24 (2012) 年度までに京都議定書の規定による基準年度比で温室効果ガス排出量の平均 6 %削減が定められています。国内の温室効果ガス排出量をみると、平成 21 (2009) 年度と平成 22 (2010) 年度については基準年度の温室効果ガス排出量を下回っていますが、平成 23 (2011) から平成 24 (2012) 年度にかけては原子力発電所の稼働が徐々に減少したため、京都議定書の目標達成は予断を許しません。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故などを契機として、平成 24 (2012) 年 9 月には、国のエネルギー・環境会議が「革新的エネルギー・環境戦略²」を公表しており、再生可能エネルギーの拡大を示しています。

【日本の温室効果ガス排出量 (平成 2 (1990) ~平成 22 (2010) 年度)】



注：凡例の SF₆、PFCs、HFCs、N₂O、CH₄、CO₂は温室効果ガス種類

出典：環境省「2010 年度の温室効果ガス排出量・確定値」(2012 年)

² 2030 年代をめざし、原子力依存度をはじめとするエネルギー政策と気候変動防止政策の方針を定めた政府の戦略文書 (平成 24 (2012) 年 9 月策定)

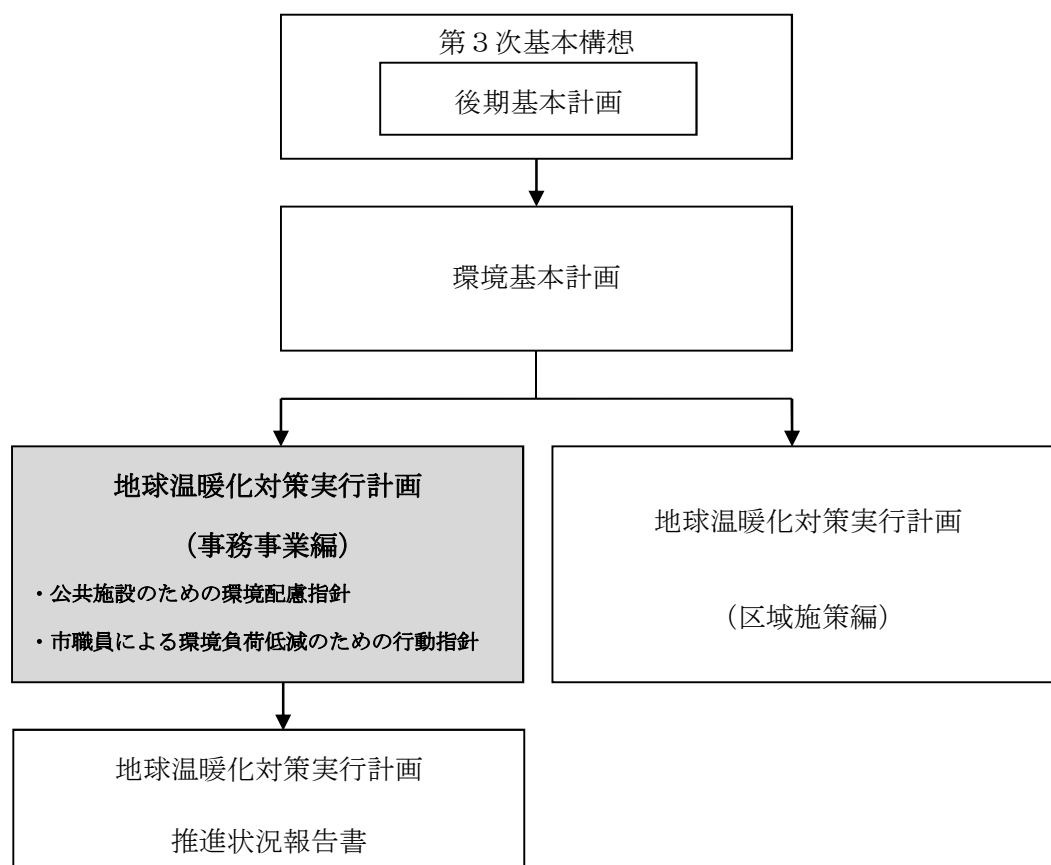
2 計画の位置付けと性格

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3では、地方公共団体に対し、「京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定することを定めています。

「狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を、この法に定められた計画として位置付け、狛江市を一事業所として、市庁舎をはじめとする公共施設における全ての事務事業を対象に、温室効果ガス排出量の削減に積極的に努めていきます。

なお、本計画とは別に、市全域における地球温暖化の緩和策・適応策を計画的に推進し、温室効果ガスを削減することを目的とした「狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を策定しています。

計画名	対象範囲
狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の事務事業
狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市全域



【本計画の位置付け】

3 計画の目的

狛江市では、法第 20 条の 3 に基づき、平成 18（2006）年 3 月に狛江市地球温暖化対策実行計画書（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画では、最終年次を国と同様平成 24（2012）年度とし、行動指針の調査・行動を踏まえ、平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度までの 5 年間を実施期間と定め、取組みを進めました。また、平成 23（2011）・24（2012）年度は、それまでの温室効果ガスの排出量の削減に一定の成果が上がっていることを受け、実施期間の取組みを継続実施しました。

しかし、平成 22（2010）年度実績の温室効果ガスの排出量が前年度より増加していたことや、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに起因する福島第一原子力発電所の事故による影響で節電の必要性が高まったことなどから、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入についての施策をより強化していく必要が出てきました。

そのため、前計画を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標の見直しを行うとともに、公共施設のための環境配慮指針や、市職員による環境負荷低減のための行動指針を本計画内に盛り込むことで、一体化による庁内での推進を図ります。

4 計画の対象範囲

本計画では、市庁舎をはじめとする公共施設における全ての事務事業を対象範囲とします。なお、委託などにより実施する事務事業については、原則として対象外としますが、温室効果ガスの排出の抑制などの措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

5 計画期間及び目標年次

本計画の期間は、上位計画である狛江市環境基本計画と同様、原則として平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までの 7 年間とし、目標年次については区域施策編と合わせ、平成 32（2020）年とします。ただし、社会経済状況や地域の環境状況の変化などにより必要が生じた場合には、見直しを行います。

計画期間	平成 25（2013）年度～平成 31（2019）年度
目標年次	平成 32（2020）年

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
狛江市第 3 次基本構想	▶							
基本計画	▶							
狛江市環境基本計画	▶							
狛江市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）	▶							
狛江市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	前計画	▶						

6 対象となる温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定される物質で、主な発生源は次の表1に示すとおりです。

④ハイドロフルオロカーボン類については、自動車のカーエアコンの冷媒として使用されているガスであることから、自然漏出分を対象とし、①～④の温室効果ガスを本計画で対象とします。なお、同表の温室効果ガスのうち、⑤パーフルオロカーボン類及び⑥六フッ化硫黄は、市の事務事業では使用されていないため調査対象外とします。

狛江市においては、CO₂以外の3種類のガスをCO₂に換算し推計します。

表1 法で規定されている温室効果ガス

ガス種	主な発生源	備考
①CO ₂ (二酸化炭素)	石油などの化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却、その他電気の使用など	調査対象
②CH ₄ (メタン)	ボイラーなどでの燃料の使用、下水処理、家畜のふん尿や水田土壌など	
③N ₂ O (一酸化二窒素)	ボイラーなどでの燃料の使用、廃棄物の焼却に伴うもの、笑気ガス (麻酔ガス) の使用	
④HFC (ハイドロフルオロカーボン類)	カーエアコンの冷媒など	
⑤PFC (パーフルオロカーボン類)	半導体の製造プロセスなど	調査対象外
⑥SF ₆ (六フッ化硫黄)	変電設備などに封入されている電気絶縁ガス	

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計

1 推計手法

本計画では、法の施行令に基づいた積上法を用いて、温室効果ガス排出量の現況を推計します。

<積上法による温室効果ガス排出量算定式>

・各温室効果ガス種類ごとの排出量

=活動量（燃料使用量や電気使用量など）×排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）

・CO₂換算排出量 =各温室効果ガス種類ごとの排出量×CO₂換算係数

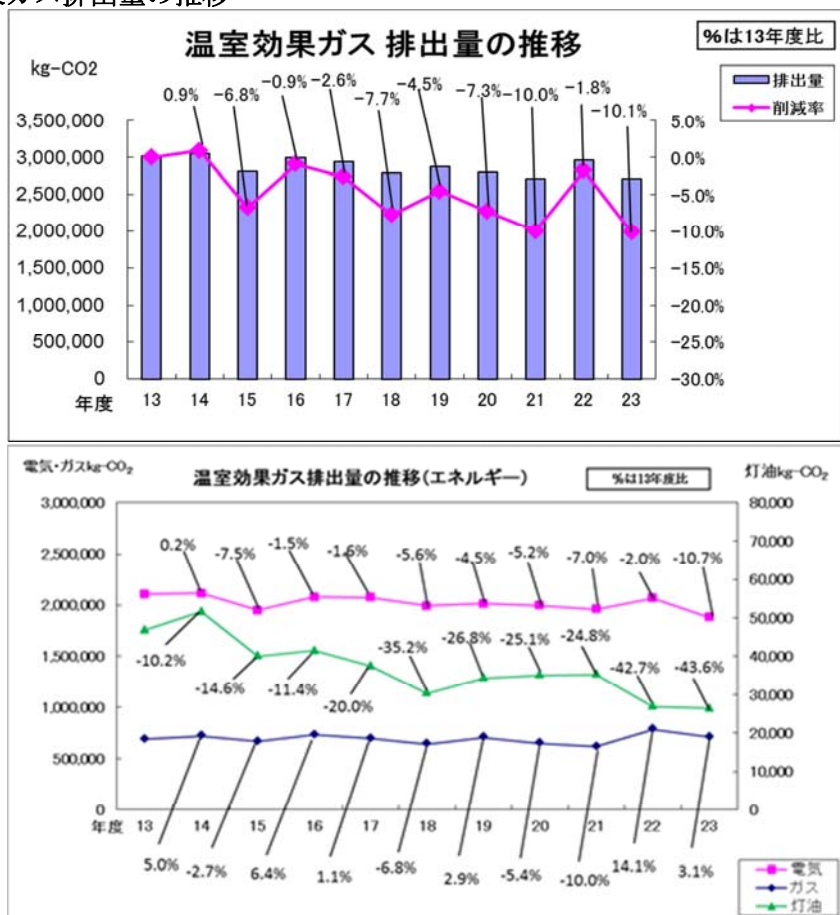
※算定に伴う排出係数は、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（環境省地球環境局、平成 22(2010)年4月）に示された値を使用しています。

2 温室効果ガス排出量の現況推計

狛江市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移は、表2のとおりです。

平成23(2011)年度の市有全施設からの温室効果ガスの排出量は2,714,369kg-CO₂となっており、前計画の基準年度である平成13(2001)年度と比較した削減率は、全体で10.1%となります。この削減率は、前計画で定めた「基準年度と比較して2.0%以上削減する」という削減目標を達成した結果となっています。

表2 温室効果ガス排出量の推移



第3章 削減目標

1 基準年度

目標年次における温室効果ガス排出量の削減目標は、区域施策編と整合を取り、平成20（2008）年度を基準年度とします。

2 事務事業全体の温室効果ガス排出量の将来推計

基準年度である平成20（2008）年度の施設別温室効果ガス排出量と、平成21（2009）年度から直近のデータである平成23（2011）年度までの温室効果ガス排出量をそれぞれ比較して変化率を算出し、その変化率をもとに事務事業全体の温室効果ガス排出量の将来推計を行います。

※平成23（2011）年2月に新設している駒井学童保育所の温室効果ガス排出量については、変化率が算出できないため、現状維持とします。

将来推計を行った結果、現状以上の対策を特にとらない場合、平成31（2019）年度の排出量は2,720,833kg-CO₂となることが予測されます。基準年度である平成20（2008）年度の排出量2,798,323kg-CO₂と比べると、約3%減少する見込みになります。

表3 温室効果ガス排出量の実績値及び将来推計値（kg-CO₂）

施設	年度											
	20（基準年度）	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
庁舎	466,479	489,413	512,094	481,104	489,421	497,739	506,056	514,374	522,691	531,008	539,326	547,643
あいとびあセンター	403,738	402,902	440,296	353,729	352,300	350,872	349,443	348,014	346,586	345,157	343,728	342,299
市民センター	140,773	136,603	143,433	122,675	120,714	118,753	116,793	114,832	112,871	110,910	108,949	106,989
西河原公民館	165,455	137,181	153,222	124,018	115,824	107,629	99,435	91,240	83,046	74,852	66,657	58,463
粕江第一小学校	86,547	84,792	90,225	87,115	87,364	87,613	87,862	88,111	88,361	88,610	88,859	89,108
粕江第三小学校	79,740	78,255	85,758	75,782	75,840	75,897	75,955	76,012	76,070	76,127	76,185	76,242
粕江第五小学校	78,123	77,852	73,813	75,520	74,802	74,083	73,365	72,646	71,928	71,210	70,491	69,773
粕江第六小学校	77,483	79,842	82,967	77,809	78,626	79,443	80,260	81,077	81,894	82,710	83,527	84,344
緑野小学校	163,799	161,529	184,227	152,543	153,233	153,923	154,614	155,304	155,994	156,684	157,374	158,065
和泉小学校	86,095	82,015	87,757	82,449	81,843	81,236	80,630	80,023	79,417	78,811	78,204	77,598
粕江第一中学校	72,109	68,198	69,565	68,455	67,444	66,433	65,422	64,411	63,401	62,390	61,379	60,368
粕江第二中学校	53,029	54,354	62,328	63,444	65,548	67,652	69,756	71,860	73,964	76,067	78,171	80,275
粕江第三中学校	61,150	62,502	70,068	59,112	59,935	60,758	61,582	62,405	63,228	64,051	64,874	65,698
粕江第四中学校	50,904	50,327	57,729	52,012	52,748	53,483	54,219	54,954	55,690	56,426	57,161	57,897
ピン・缶リサイクルセンター	53,580	52,156	45,428	36,241	33,550	30,858	28,167	25,475	22,784	20,092	17,401	14,709
野川地域センター	47,166	47,395	53,919	41,928	42,102	42,277	42,451	42,626	42,800	42,974	43,149	43,323
岩戸地域センター	29,069	29,741	33,923	29,461	30,053	30,645	31,236	31,828	32,420	33,012	33,604	34,195
上和泉地域センター	48,877	49,135	49,942	44,407	44,092	43,778	43,463	43,148	42,834	42,519	42,204	41,889
南部地域センター	20,963	19,674	19,955	16,353	15,662	14,972	14,281	13,590	12,900	12,209	11,518	10,827
和泉保育園	23,413	24,859	26,528	24,152	24,682	25,212	25,742	26,272	26,802	27,332	27,862	28,392
藤塚保育園	17,865	17,402	20,907	16,830	16,984	17,139	17,293	17,448	17,602	17,756	17,911	18,065
駒井保育園	18,727	19,842	22,922	23,849	24,892	25,935	26,979	28,022	29,065	30,108	31,151	32,195
駄倉保育園	26,625	24,422	27,754	24,897	24,617	24,337	24,056	23,776	23,496	23,216	22,936	22,655
宮前保育園	22,495	21,919	23,837	21,883	21,898	21,914	21,929	21,945	21,960	21,975	21,991	22,006
三島保育園	21,485	20,895	23,656	21,624	21,796	21,968	22,140	22,312	22,484	22,656	22,828	23,000
猪方学童保育所	3,350	2,971	3,217	2,854	2,753	2,652	2,552	2,451	2,350	2,249	2,148	2,048
松原学童保育所	7,237	6,297	7,837	5,915	5,749	5,583	5,416	5,250	5,084	4,918	4,752	4,585
根川学童保育所	4,798	5,239	5,008	4,695	4,750	4,805	4,859	4,914	4,969	5,024	5,079	5,133
東野川学童保育所	3,735	4,033	4,659	4,457	4,651	4,846	5,040	5,235	5,429	5,623	5,818	6,012
猪方前原学童保育所	2,953	3,383	3,818	3,070	3,211	3,352	3,493	3,635	3,776	3,917	4,058	4,200
駒井学童保育所	-	-	-	1,119	6,714	6,714	6,714	6,714	6,714	6,714	6,714	6,714
その他施設	460,562	402,664	478,215	514,871	516,277	517,684	519,090	520,497	521,903	523,309	524,716	526,122
合計	2,798,323	2,717,793	2,965,008	2,714,369	2,720,076	2,720,184	2,720,292	2,720,400	2,720,509	2,720,617	2,720,725	2,720,833

3 削減目標

温室効果ガス排出量削減目標

温室効果ガス排出量削減目標	平成32 (2020) 年までに平成20 (2008) 年度と比較して7%削減
---------------	---

算出根拠

区域施策編では、目標年次を平成32(2020)年として、基準年度である平成20(2008)年度比で温室効果ガス排出量の25%削減を設定しています。本計画でも同様の削減目標を目安としますが、目標を達成するために必要な温室効果ガス排出削減量のうち約5%は、国レベルの施策による削減を見込んでいるため、本計画では残りの約20%の削減を目指します。

平成20(2008)年度の温室効果ガス排出量	
	25%
区域施策編の温室効果ガス排出量の削減目標(平成32(2020)年)	
	約20%

区域施策編の温室効果ガス排出量の削減目標のうち、市の施策を推進することで削減を期待する部分(平成32(2020)年)

約20%削減分の内訳としては、次のとおりになります。

- ①前項で算出している事務事業全体の温室効果ガス排出量の将来推計で、現状のままの取組みを推進していくと、平成31(2019)年度までに約3%の温室効果ガス排出量の削減が見込まれます。
- ②太陽エネルギー利用システムの導入や、電気自動車などの導入、公園緑地の整備、公共施設での委託化、民営化などの取組みの推進により、約10%の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

①、②の取組みによる削減を推進しながらも、各課で数値に基づいた進捗管理を行うことのできる削減目標として、省エネ法によるエネルギー消費原単位を中長期的に年平均1%以上削減する努力目標に基づき、目標年次までに温室効果ガス排出量を7%削減します。

なお、平成25(2013)年度竣工予定の防災センターの新設や、各施設の耐震改修などに伴う温室効果ガス排出量の増加については、第4章及び第5章で記載する取組みにより増加分を補い、削減目標の達成を目指します。

現状のままの取組みによる削減分(前項参照)	①約3%	約20%
・太陽エネルギー利用システムの導入の検討 ・電気自動車の導入の検討 ・公園緑地の整備による緑の確保 ・公共事業の委託化、民営化 などの取組みによる削減分	②約10%	
年平均1%以上の温室効果ガス排出量の削減分	約7%	

4 施設別の削減目標

各対象施設においても、平成 32 年(2020)年までに温室効果ガス排出量 7%の削減を目指し、取組みを推進していきます。

表 4 施設別削減目標と削減量

対象施設	基準値 平成20(2008)年度 排出量 (kg-CO2/年)	削減目標 (%)	削減量 (kg-CO2/年)
庁舎	466,479	7%	32,654
あいとぴあセンター	403,738		28,262
市民センター	140,773		9,854
西河原公民館	165,455		11,582
狛江第一小学校	86,547		6,058
狛江第三小学校	79,740		5,582
狛江第五小学校	78,123		5,469
狛江第六小学校	77,483		5,424
緑野小学校	163,799		11,466
和泉小学校	86,095		6,027
狛江第一中学校	72,109		5,048
狛江第二中学校	53,029		3,712
狛江第三中学校	61,150		4,281
狛江第四中学校	50,904		3,563
ビン・缶リサイクルセンター	53,580		3,751
野川地域センター	47,166		3,302
岩戸地域センター	29,069		2,035
上和泉地域センター	48,877		3,421
南部地域センター	20,963		1,467
和泉保育園	23,413		1,639
藤塚保育園	17,865		1,251
駒井保育園	18,727		1,311
駄倉保育園	26,625		1,864
宮前保育園	22,495		1,575
三島保育園	21,485		1,504
猪方学童保育所	3,350		235
松原学童保育所	7,237		507
根川学童保育所	4,798		336
東野川学童保育所	3,735		261
猪方前原学童保育所	2,953		207
駒井学童保育所	—		470
その他施設	460,562		21,652
合計	2,798,323		196,353

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

※「その他施設」には、ストックヤード、公園、下水道施設、道路施設、教育研究所、野外体育施設、地区センター、高架下会議室・備蓄倉庫、消防団詰所を含みます。

※駒井学童保育所については、平成 23 (2011) 年 2 月に開所したため、平成 23 (2011) 年度の数値をもとに、削減量を算出しています。

第4章 公共施設のための環境配慮指針

環境配慮指針は、環境負荷低減のために取り組むべき環境配慮の方策・方針を示すものです。本章では、公共施設の建築・管理等を行う上での環境への配慮を推進する仕組みを、公共施設のための環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）として示します。なお、配慮指針は「狛江市公共施設の環境設備・ユニバーサルデザイン設置指針及び整備プログラム」における環境保全に向けた取り組みの方向性を示すものです。

1 環境に配慮した施設づくりの基本方針

市施設の温室効果ガス排出量は、施設の規模や面積、施設使用時間の長さなどから異なってきます。温室効果ガスの発生を抑制するために、エネルギーの総消費量及び面積あたりのエネルギー消費量が特に多い施設や施設等の新築・改修時に、環境設備や費用対効果の高い設備の導入を推進します。

配慮事項1. 温室効果ガスの発生抑制

- ①物品の配送や公共工事において、排ガス浄化装置を装着していないディーゼル車両は使わないよう考慮します。
- ②空調機や冷凍施設の設備を導入するときは、設計段階から自然冷媒などの非フロンまたは代替フロンの冷媒使用を推進します。

配慮事項2. 再生可能エネルギーの活用

- ①太陽光発電システムなどの設置の導入を検討します。
- ②その他高効率設備（コージェネレーションシステムなど）の導入を検討します。

配慮事項3. 地下水の涵養及び保全

- ①設備の新設及び改修時にあたっては、雨水浸透ますの設置に努めます。
- ②歩道及び駐車場を整備する際は、透水性舗装の整備を推進します。
- ③設備の新設及び改修時にあたっては、節水機器の導入に努めます。

配慮事項4. 省エネルギーの推進

- ①省エネルギー型の照明器具・空調機器・昇降機などの導入を検討します。
- ②ひさしや窓への遮熱シートなどの設置を検討し、断熱性能の向上に努めます。
- ③人感センサーによる点灯設備や、LEDを利用した照明機器の導入を検討します。
- ④建築物の設計・建設にあたり、自然光が入りやすいような窓の配置や天窗の設置を考慮します。

配慮事項5. 資源の適正利用

- ①公共工事を発注するときは、設計段階から一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法を選択、考慮します。
- ②公共工事・改修工事における汚染・汚濁物質の適正処理の管理を徹底します。

配慮事項6. 公害への発生防止

- ①公共工事・改修工事における騒音・振動・悪臭などの公害の発生防止に努めます。
- ②道路への低騒音舗装を図ります。

2 環境に配慮した緑環境づくりの基本方針

緑には、地球温暖化・ヒートアイランドを抑制する効果があるため、市役所においても、環境共生型の施設整備を目指します。

公園は市民にとって身近な緑であり、日常的に気軽に触れ合うことのできる緑となります。誘致圏などを考慮し、公園などが少ない地域を中心に適切な配置を考えながら、公園整備を進めていきます。また、市庁舎、地域センター、小中学校、保育園などの公共施設において、市内の緑化に率先して取り組みます。校庭や園庭、グラウンドなどにおいては、芝生化や植栽などの緑化活動を推進します。植栽した樹木などについては、適切な維持管理を行います。

配慮事項

- ①都市公園や緑地などの整備
- ②敷地内や周辺への屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテンなどによる緑化
- ③校庭などの緑化推進

第5章 市職員による環境負荷低減のための行動指針

市では、狛江市環境基本計画などに基づいて、市民、事業者に対して省エネルギーなどに配慮する行動を促しています。本計画では、市役所として一事業者、一消費者の立場から積極的に環境負荷の低減や地球温暖化の防止を図ることを目的に、全職員が一体となって取組みを行うため、市職員による環境負荷低減のための行動指針（以下「行動指針」という。）を定めます。

1 環境負荷低減のための配慮項目

配慮項目1. 製品や物品の購入や使用における環境配慮

製品の購入、借入れ、原材料の調達、印刷の発注などにあたり、温室効果ガスの削減に配慮します。特にパソコンなどのOA機器、コピー機、照明機器などの使用は多くのエネルギーを消費するため、使用に配慮します。

<取組項目>

- ①用紙類などは、古紙が配合された再生紙を購入・使用します。
- ②作業用手袋は、廃ペットボトルなどの再生プラスチックから得られるポリエステルが、製品全体重量費で10%以上使用されている製品を選択します。
- ③事務用品は、「環境に配慮した物品の調達ガイド」の配慮事項を満たした、環境に配慮した商品を積極的に購入・使用します。
- ④購入備品は、省エネ、節電機能、再利用可能な製品を選定します。

配慮項目2. 資源・エネルギーの使用の節減

市役所でも、ガスや電気を使用することにより、化石燃料を使用し、温室効果ガスを間接的に排出しています。そのため、照明や空調の適切な利用による資源の保護やエネルギーの節減が必要になります。また、太陽光発電や太陽熱温水器、二重窓、壁面・屋上緑化などを導入し、省エネルギー化を図ることも必要です。

<取組項目>

- ①空調の利用は、夏季は28℃以上、冬季は20℃以下の時とします。
- ②冷暖房の時間外の稼働は、必要最小限の場所、時間帯にします。
- ③始業前・昼休み・残業時などの照明は部分消灯、全消灯を推進します。
- ④退庁時や長時間利用しない時のパソコンなどのOA機器のスイッチオフを徹底します。
- ⑤毎週水曜日のノー残業デーを徹底します。
- ⑥利用者のいない部屋の消灯を徹底します。
- ⑦庁用車の購入・借上げにあたり、低公害車や電気自動車を選択します。
- ⑧移動の際には自転車や公共交通機関を利用し、庁用車の使用の抑制に努めます。
- ⑨庁用車の使用頻度が低い課同士でのカーシェアリングに努めます。

配慮項目 3. 4 Rを活かした廃棄物の減量

- ・リフューズ（発生回避）：買い物ときのビニール袋や弁当に付属する箸などを受け取らない。
- ・リデュース（排出抑制）：過剰包装をせず、調理方法などを工夫することにより、ごみを少なくする。
- ・リユース（再使用）：容器などを再使用できるような商品を買物時から選定する。
- ・リサイクル（再生利用）：ペットボトル、古紙、古布、トレイなどの資源とごみを分別する。

<取組項目>

- ①使用済みの封筒を交換便に再使用します。
- ②名刺大のメモ紙なども、資源ごみとしてリサイクルします。
- ③パソコンで作成する文書類は、パソコン内で保存し、コピーを取らないようにします。
- ④会議などの資料は簡潔にまとめ、両面印刷を心がけます。
- ⑤事前配布資料は当日持参し、再配布しないようにします。
- ⑥庁内の連絡は、電子メールやC-Squareを使用し、紙ベースの回覧は最小限にします。
- ⑦カタログ類は、新しいものに交換するとき古いものを返却します。

配慮項目 4. 各職員の環境意識の向上

各職員を対象とした環境に関する研修などを行ったり、「エネルギーの見える化」を図ることで、職員全員が環境配慮行動に対する共通認識を持ち、日頃から事業活動のあらゆる場面において、さまざまな環境配慮の視点を織り込むことで、環境意識の向上を図ります。

<取組項目>

- ①複写機を使用した後は機能のリセットと節電モードへの切り替えを心がけます。
- ②無用な残業や休日の庁舎への出入りを避けます。
- ③エレベーターの使用を減らし、階段を利用します。
- ④ごみの量、コピー量、省エネへの取組状況などについて、職場ごとの把握に努めます。
- ⑤施設ごとに電気・ガス・水道・自動車燃料（走行距離）などの使用量の把握に努めます。
- ⑥家庭でも省エネ、節水、廃棄物の資源化などの意識を持ち、実践に努めます。
- ⑦クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房設備の使用機会の減少に努めます。

2 行動指針の運用体制

(1) 環境推進員（エコマネージャー）の配置

職員による環境に配慮した行動を積極的に推進するため、各職場の各部庶務担当係長・各施設管理担当係長などを環境推進員（エコマネージャー）とし、職員へ環境配慮行動の指導を行います。環境推進員は、活動状況などを環境評価委員会に報告するとともに、毎年庁舎内のごみの組成分析を行い、職員に対する環境意識の啓発を図ります。

環境推進員（エコマネージャー）の職務

- 1 節電などの環境負荷の低減に資する配慮行動の指導に関すること。
- 2 環境負荷の低減に資する原材料、部品及び製品の調達推進の指導に関すること。
- 3 温室効果ガスの排出の状況の調査に関すること。
- 4 環境評価委員会に環境負荷の低減に資する配慮行動の推進の状況を年2回報告すること。
- 5 その他環境負荷の低減に資すること。

(2) 環境評価委員会の設置

環境負荷の低減配慮行動について総合的に評価するための機関として、環境評価委員会を設置します。環境評価委員会は行った評価結果を環境基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）に報告します。推進本部は、それらの評価結果や、各職場で効果の上がった実践事例などを基に、必要に応じて全庁的な取組内容の改善や行動指針の見直しを行い、効果的な取組みを推進します。

環境評価委員会の職務

- 1 環境推進員からの環境負荷低減の進捗状況の評価に関すること。
- 2 環境負荷の低減に資する原材料、部品及び製品などの調達状況の評価に関すること。
- 3 温室効果ガスの削減に係る目標の達成状況の評価に関すること。
- 4 推進本部に対し、評価の結果の報告、並びに評価の結果に基づく改善策などの提言を行うこと。

(3) 職員に対する研修

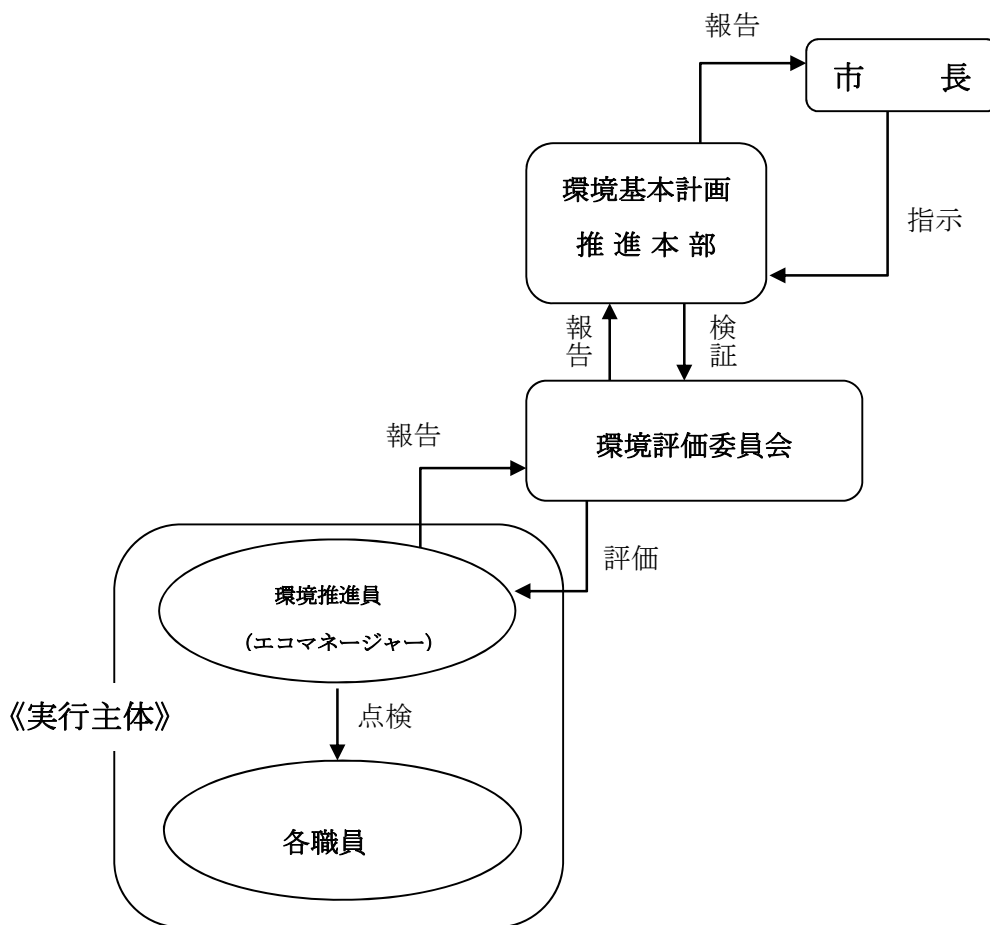
地球温暖化などの環境問題に関する現状の認識や行動指針の取組みを実践するため、職員一人ひとりの役割、各職場での推進・点検体制、環境推進員への協力体制などについて、全職員を対象に研修を実施します。研修は、各職員の立場に応じて行い、行動指針の運用を周知すると同時に、環境問題に対する理解を深めます。

第6章 計画の推進

1 推進・運用体制

本計画の推進にあたり、環境評価委員会及び環境推進員を活用します。市の事業活動において発生するさまざまな環境負荷に対する各課の取組みや、取組みの進捗状況を把握するための数値の集計などについて、環境推進員が点検し、環境評価委員会で評価します。また、点検・評価した内容を、推進本部において検証します。

図4 推進体制フロー図



2 公表

本計画で位置付けている取組みの進捗状況については、「狛江市地球温暖化対策実行計画推進状況報告書」において毎年公表します。

登録番号(刊行物番号)

H24-53

狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 25 年 3 月発行

発 行：狛江市

編 集：狛江市建設環境部環境政策課

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

0 3 (3 4 3 0) 1 1 1 1

印 刷：庁内印刷

頒布価格：30 円